

埼玉県旅行業者代理業者登録事項変更届出提出書類一覧表
 (登録事項の変更届出は、変更の日から30日以内とする)

令和8年4月～

表1 (旅行業者代理業者自身に関する変更)

変更事項 必要書類		①	②	③ ④ ⑤			⑥ ⑦		⑧ ⑨ ⑩ ⑪				⑫	⑬
		個人 事業者 氏名	個人 事業者 住所 ※1	法人 名称	法人 代表者	法人 本店 所在地	主たる 営業所 名称	主たる 営業所 所在地 ※1	その他の 営業所 名称		新 設	廃 止	商 号 ※2	旅行 業務 取扱 管理 者選 任変 更
届出書	登録事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	変更届出添付書類(1)	○	○	○	○	○	○	○					○	
	変更届出添付書類(2)								○	○	○	○		
	戸籍個人事項証明書(改姓)	○												
	登記事項証明書(登記簿謄本) 又は法人番号提供書(参考様式)			○	○	○								
	住民票		○											
	宣誓書				○									
	営業所の使用権を証する書類 (賃貸借契約書又は建物登記事項証明書(登記簿謄本)等)							○		○	○			
	旅行業務取扱管理者選任一覧表											○		○
	合格証又は認定書の「写」、履歴書、宣誓書 定期研修修了証の「写」(5年以内の受講したもの)											○		○
	当該変更事項に係る 代理業委託契約書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	当該変更事項に係る所属旅行業者届出済みの 「登録事項変更届出書」(写)※3	○	○	○		○	○	○	○	○	○			

※1 ②「事業者住所」及び⑦「主たる営業所所在地」の変更において、他都道府県からの転入の場合は、登録通知書の写し又は登録簿(業者控)の写しを添付すること。
 ※2 ⑫「商号」の変更については、既存業者との類似を避けるため、事前に問い合わせのこと。
 ※3 「当該変更事項に係る所属旅行業者届出済みの「登録事項変更届出書」(写)については、旅行業者の事情で変更登録が必要な場合に旅行業者が提出した届出書の写しを添付する。
 ※4 ⑬直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者については、旅行業務取扱管理者定期研修修了証の提出は不要とする。

表2 (所属する旅行業者に関する変更)

変更事項 必要書類		⑭	⑮	⑯ ⑰ ⑱			⑲
		個人 事業者 氏名	個人 事業者 住所	法人 名称	法人 代表者	法人 本店 所在地	商 号
	当該変更事項に係る 代理業委託契約書(写)	○	○	○	○	○	
	当該変更事項に係る所属旅行業者届出済みの 「登録事項変更届出書」(写)※4	○	○	○	○	○	○

※4 「当該変更事項に係る所属旅行業者届出済みの「登録事項変更届出書」(写)については、旅行業者の事情で変更登録が必要な場合に旅行業者が提出した届出書の写しを添付する。